強い農業づくり事業で整備した施設の財産処分について

令和5年4月28日 北海道糖業株式会社

平成 25 年度強い農業づくり事業を活用して整備した本別製糖所の砂糖製造設備の一部について、財産処分を行うことから、「補助事業等により取得し、 又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成 20 年 5 月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知)に基づき、公表します。

1 当該財産の事業内容

- (1) 事業内容
 - · 製品品質改善設備
 - · 副産物工程改善設備
 - 排水処理改善設備
- (2) 事業費

総事業費 445,302,900円(うち補助金 212,049,000円)

2 財産処分の内容

製品品質改善設備及び副産物工程改善設備の撤去・廃棄

3 財産処分の理由

国内産糖の厳しい経営環境に対応し再編合理化を進めるため、令和5年3月で本別製糖所の砂糖生産を終了し、弊社北見製糖所及び日本甜菜製糖㈱芽室製糖所へ原料を移送する効率的な砂糖生産体制に移行する上で、本別製糖所の砂糖生産設備を撤去し製品倉庫として活用するための工事を早期に実施する必要があることから、財産処分を行うもの。

4 処分要件の適合等(承認基準別表4の注2の(5)関係) 以下の処分要件について適合する旨、確認しています。

【参考:処分要件】

- (1)当該施設を現状のまま維持し続けた場合は、経済的負担の発生が見込まれること。
- (2) 当該施設を他の農林水産業施設として利用することが困難であること。
- (3)当該施設(取り壊しの場合はその跡地利用を含む)が、農林水産業の振興を通じた地域活性化又は公益の増進に資するものであること。
- (4)補助事業等又は間接補助事業等で整備した施設に機能を移転する場合に は、当該機能移転先施設における補助事業等又は間接補助事業等の遂行 に支障を来さないこと。